

## 上下水道運営委員会 会議録

(令和2年度 第3回)

1 日 時 令和2年9月29日(火) 9:30~10:15

2 場 所 佐川町商工会 2階 会議室

3 会議の出席者

(1) 委員(出席6名、欠席1名)

出席	永田耕朗 委員長	藤原健祐 副委員長	岡村統正 委員
	松浦隆起 委員	伊藤みどり 委員	眞辺千津子 委員
欠席	横島美和 委員		

(2) 佐川町(6名)

佐川町長 堀見和道	
建設課	課長 池内伸雄
水道係	課長補佐 山崎幸、係長 中越健一郎、久万澤常晴、大野聖生

4 会次第

(1) 開会

(2) 町長あいさつ

(3) 委員長あいさつ

(4) 議事

水道料金の適正化について

- ・これまでの審議内容のまとめ
- ・水道料金の具体的改定(案)
- ・答申書の作成について

(5) 閉会

(1) 開会

(2) 佐川町長 あいさつ

(3) 委員長 あいさつ

(4) 議事内容

〔質疑等〕

水道料金の適正化について

- ・ これまでの審議内容のまとめ
- ・ 水道料金の具体的改定（案）
- ・ 答申書の作成について

— 水道事業担当より料金適正化についての資料に基づき説明 —

**委員長）**水道料金の適正化についての具体的な数値も含めて、説明がございましたが、ただいまの説明につきまして何かご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。今までの委員会の中で、隔月検針・毎月請求という委員の意見がございまして、今日はそのについての事務局からの説明もありましたが、できるだけ負担を小さく適正な運営ができるということが理想でありますけれども、どうしても今回は、今までの状況から見ると水道料金の見直しということは、やむを得ないという状況であると思っておりますので、今の説明に基づいて、ご意見、ご質問をお願いいたします。

**委員）**隔月検針・毎月請求への変更ということで、大変いいとは思いますが、事務的な処理の面で、手間的なことと金銭的な誤りがないように気をつけてほしいということを申し上げたいと思います。

**事務局）**事務量的には、ほぼ変わらないと思います。内容的には、今後システム会社に料金システムの改修を依頼し、隔月検針で1度に2か月分を検針させていただいて、それを半分に割ってということはシステムで対応できるということですので、しっかりチェックをしながら進めていきたいと思っております。

**委員）**はい、よろしく申し上げます。以上です。

**委員長）**他に、ございませんか。

**委員）**そこがかっちりできるのであれば、支払う側にとっては料金が上がって隔月の2倍になるよりも、毎月請求のほうが支払いやすいので、上がっても支払う側はありがた

## 【概要版】

いと思います。

**委員長**）他にありませんか。

**委員**）私も先ほどの意見に賛成です。

**委員長**）営業用とはどういうものか。

**事務局**）店舗や工場などです。団体用は、官公署、学校、役場関係、県や国の施設で、一般の家庭で生活されているところが、家庭用です。収益を上げて経営しているようなところが営業用として登録となります。

**委員長**）営業用はかなり多いのか。

**事務局**）前回の資料に載せておりますが、使用件数では5.5%程度です。超過料金単価が高いので、料金比では17.2%程度です。

**委員**）営業用は、基本的に16ミリか。

**事務局**）今、16ミリのメーターはありません。施設の規模、使用量によりメーターの口径は決まります。使用水量が多い事業所などは、口径が大きなメーターを取り付けます。

**委員**）団体とかも当然、大きな口径のメーターを付けるであろう。例えば、理容室、美容院や居酒屋とかは色々あるかと思うが。

**事務局**）メーターの口径は、建物等の規模で様々です。

**委員**）店舗に給水管を引くとき、営業となると当然申請はあろうかと思うが、一般家庭用を改装して店にする時、申請はあるか。

**事務局**）本来は届け出が必要です。配管を変えるなどの改修は、申請が必要ですので、申請があり竣工検査を行い、その現状で判断させていただいて店用に使用するのが多いということになれば、当然家庭用から営業用に用途を変更することはございます。

**委員**）はい、わかりました。

**委員長**）他には何かありませんか。

## 【概要版】

20%と15%での改定のシミュレーションの説明がありましたが、この辺りについてはどうでしょうか。

委員) 私は問題ないと思います。令和17年度までの計画を見ると、現状ではなかなか厳しい状況が続くと思いますから、やはりここで20%の改定はやむを得ないという思いをいたします。以上です。

委員) 賛成です。

委員長) 他にご意見はありませんか。

事務局) すみません。12ページの料金改定の時期ですが、事務局では令和3年4月1日の改定にさせていただきたいと考えております。

3月以前からご使用の方は、5月使用分の7月請求分から、4月以降からのご使用の方は、4月使用分の6月請求からの値上げをさせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

委員長) 値上げの時期として、令和3年4月1日改定という案が示されましたが、これにつきましてご意見、ご質問をお願いいたします。

委員) 異議なし。

委員長) 異議なしとの声がありましたが、他にありませんか。

委員) 同じく、異議なしです。

委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声が多いようですが、値上げの改定時期といたしましては、令和3年4月1日ということで、ご異議ございませんか。

委員) 異議なし。

委員長) 異議なしということで、それを前提に答申案を作成したいと思いますが、今日は、20%の値上げと令和3年4月1日改定ということに対しまして、委員のみなさま方の同意をいただいたものと思いますので、よろしく願いをいたします。

他にありませんか。

委員) ありません。

(5) 閉会

委員長あいさつ